

# 守谷中学校いじめ防止基本方針

守谷市立守谷中学校

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### 《基本理念》

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処）のための対策を行う。

## 2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- ・生徒に寄り添い、共に活動する教師
- ・生徒の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- ・常に生徒の身になって考えようとする教師
- ・生徒の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- ・日頃から人権を尊重した言葉遣いを心がける教師

## 3 いじめ防止に向き合う教師の姿

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめ未然防止に向けた取組

- ① 「いじめはどの学校・どの生徒にも起こりうること。」という基本認識に立つ。
- ② 「学び合い」の授業を通して、一人一人が認められ、相手を思いやる指示的な学級づくりに取り組むとともに、分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を高める。
- ③ いじめは人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなると認識するため、人権に関する法律等について学ぶ機会を設ける。
- ④ 携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存症等の特性を生徒や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的実施する。

## イ いじめ早期発見の措置

### ① 日常生活から問題状況を把握

いじめが疑われる行為や情報をとらえた場合は、教職員間で連携をとりながら、情報収集を行い、いじめを受けていると思われる生徒へ慎重に声かけや面談を行う。また、その状況を管理職まで共有する。

### ② いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・生徒対象の学校生活アンケート調査 : 毎月1回
- ・教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 : 年2回以上

### ③ いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

### ④ いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

## ウ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存症等の特性を生徒や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報教室を定期的実施する。

## エ 学校外の相談窓口の周知

① 生徒保護者等がいじめ問題について相談できる文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」や「茨会見いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に務める。

② 守谷市総合教育支援センターにおける教育相談事業及びその事業を通じた支援内容の周知に務める。

③ 守谷市適応指導教室（はばたき）事業及びその事業を通じた支援内容の周知に務める。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等に関する対応を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒支援（いじめ防止等対策組織）委員会」を設置する。

## 〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、児童生徒支援加配、特別支援コーディネーター、保健主事、進路指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、守谷市総合教育支援センターいじめ対策指導員、その他校長の判断により、学校運営協力員、PTA、警察、必要に応じて専門的知識を有する者を参加させることができる。

## 〈活動〉

- ・いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ・いじめの未然防止、早期発見に関すること。(アンケート、教育相談)
- ・いじめ事案(受けた者・行った者)に対する対応。
- ・関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携。
- ・その他いじめ防止に係わること。

## 〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は即時開催とする。

### ② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、報告から24時間以内に「生徒支援(いじめ防止等対策組織)委員会」を開き、具体的な方針を決定する。
- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。また、いじめられている生徒及び保護者と電話連絡や家庭訪問などを行う。
- ・学級担任が一人で抱え込むことがないように、「生徒支援(いじめ防止等対策組織)委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ・いじめの関係(被害・加害者間)における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な置を講ずる。
- ・いじめた生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。ただし、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている場合をいう。
  - ア いじめに関する行為が少なくとも3か月止んでいること。
  - イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

### (3) 重大事態発生時の対応

生徒が自殺を企図したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

### (4) 記録及び保存について

いじめに関する、アンケートや記録文章等は、5年間保存する。

## 4 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について

詳細については、令和5年2月7日に文部科学省より発出された以下の通知をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt\\_jidou02-00001302904-001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_ijime\\_boushi\\_kaigi/dai2/siryoul.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/dai2/siryoul.pdf)